

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第19号

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部を改正する規則

新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成18年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	分担事務
野島副市長	(1) 危機管理防災局、文化スポーツ部、観光・国際交流部、環境部、都市政策部、建築部、土木部、下水道部、総務部及び秘書課に関する事務 (2) 江南区役所、秋葉区役所、西区役所及び西蒲区役所に関する事務 (3) 人事委員会及び教育委員会に関する事務 (4) 消防局及び水道局に関する事務
井崎副市長	(1) 政策企画部、市民生活部、福祉部、こども未来部、保健衛生部、経済部、農林水産部、財務部及び会計課に関する事務 (2) 北区役所、東区役所、中央区役所及び南区役所に関する事務 (3) 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会に関する事務 (4) 市民病院に関する事務

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。